

第7 障害者の自立支援の推進

障害者の自立生活を支援するため、良質な障害福祉サービス等を確保するとともに、障害者虐待防止等に関する総合的な施策を推進する。

また、精神医療の質の向上や精神障害者の地域生活への移行支援の推進、発達障害支援施策の更なる拡充を図る。

さらに、福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するとともに、工賃水準のさらなる引上げ等を図るため、就労支援を総合的に推進する。

1 障害者の自立生活を支援するための施策の推進

1兆610億円(9,893億円)

(1) 良質な障害福祉サービスの確保

5,582億円(5,072億円)

ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づく各市町村における取組の推進を図る。

(2) 地域生活支援事業の着実な実施

440億円(440億円)

障害者のニーズを踏まえ、移動支援や地域活動支援センター機能強化など障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等における事業の着実な実施及び定着を図るとともに、事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図る。

(3) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供

1,532億円(1,447億円)

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療(精神通院医療、身体障害者向けの更生医療、身体障害児向けの育成医療)を提供する。

(4) 「工賃倍増5か年計画」の着実な推進

17億円(17億円)

福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するとともに、工賃水準の引き上げに向けた取組の強化を図る。

(5) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の充実・強化

262億円(220億円)

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関の確保を行うとともに、対象者の地域における継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

(6)障害福祉サービス提供体制の整備

124億円(128億円)

障害者の就労支援や地域移行支援の充実を図るため、就労移行支援等の障害者の日中活動に係る事業所やグループホーム等の整備を促進する。

○ 障害者の自立支援対策の推進

平成20年度第2次補正予算(855億円)により積増した「障害者自立支援対策臨時特例基金」を活用し、事業期間の延長とともに、事業所支援、障害者自立支援法への移行支援、福祉・介護人材確保対策等を引き続き実施する。

また、平成21年度補正予算(1,523億円)により、更に当該基金を積増し、

- ①福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者への助成、
- ②事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修・増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化、
- ③福祉・介護人材の円滑な就労・定着及び職員のキャリアアップの支援を実施する。

2 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進(新規)

4.7億円

障害者虐待の防止や障害者の権利擁護に関する支援を行うため、地域における連携体制の整備やこれらの職務に携わるための専門的な研修の実施、虐待を受けた障害者等へのカウンセリング等を行う。

3 精神医療の質の向上や精神障害者の地域移行を支援するための施策の推進

71億円(56億円)

(1)精神科救急医療体制の充実・強化

27億円(21億円)

一般救急医療と精神科救急医療の連携のため、身体合併症患者の受け入れを断らないとする精神科救急医療施設に医師等を配置し、身体合併症対応施設(65か所)の救急搬送受け入れ体制を強化する。

また、精神科救急において、24時間365日の対応や身体合併症患者の受け入れを行う医療機関の整備を推進する。

(2)認知症医療体制の強化(一部再掲・58ページ参照)

9.4億円(5.2億円)

認知症疾患医療センターについて、認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う中核的機能の充実を図る。

(3)精神科入院患者の療養環境の改善(新規)

医療提供体制施設整備交付金(109億円)の内数

精神医療の質の向上を図るため、病棟単位での病室面積の拡張や個室化率の向上等に主体的に取り組む医療機関への支援を推進する。

(4)精神障害者の地域移行・地域生活支援の推進

19億円(17億円)

精神障害者の地域移行、未治療・治療中断の者に対する能動的な医療的支援の提供、若年層における精神疾患の早期発見、早期対応のための取組等を通じた地域生活支援を推進する。

(5)精神障害者の就労支援の推進(一部再掲・38ページ参照)

14億円(11億円)

カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対する奨励金を創設するとともに、うつ病等により休職した労働者に対する職場復帰支援体制を強化する等により、精神障害者の雇用の促進を図る。

(6)精神障害に対する国民の正しい理解の促進

1.6億円(0.8億円)

地域における精神疾患・精神障害に対する理解を深めるため、精神障害者と住民が直接交流する活動を推進する等、若年層を中心として国民の正しい理解のための普及啓発を推進する。

4 発達障害者支援施策の更なる拡充

15億円(13億円)

(1)発達障害者の地域支援体制の確立

3.2億円(2.4億円)

発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族等への相談・発達支援等を行うとともに、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための体制整備を推進し、更にペアレントメンターの養成や発達障害特有のアセスメントツールの導入促進等を行うことにより、地域における支援体制の強化を図る。

(2)発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施

6.4億円(6.6億円)

発達障害者一人一人のニーズに対応する一貫した支援となるよう先駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・確立するとともに、発達障害者支援に携わる専門的な人材の育成や、発達障害情報センターによる全国の関係機関等への情報提供を行う。

(3) 発達障害者の就労支援の推進(一部再掲・38ページ参照)

5. 9億円(3. 7億円)

ハローワークにおける支援体制の整備や事業所における職場実習の実施のほか、発達障害者を雇用し、適切な雇用管理を行った事業主に対する助成を実施する等により、発達障害者の雇用の促進を図る。

5 障害者に対する就労支援の推進(再掲・38ページ参照)

252億円(228億円)

(1) 雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化

70億円(59億円)

(2) 障害特性に応じた支援策の充実・強化

19億円(14億円)

(3) 障害者に対する職業能力開発支援の強化

64億円(64億円)

(4) 「工賃倍増5か年計画」の着実な推進

17億円(17億円)